

(全国町村会表彰規程)

○全国町村会表彰規程

〔大正14年7月25日 制 定〕
〔昭和59年4月10日 全部改正〕

改正 昭和59年9月18日 平成5年7月30日

平成12年7月28日 平成19年6月22日

第1条 本会は、この規程の定めるところにより優良町村並びに自治功勞者の表彰を行うものとする。

第2条 町村の行財政運営が総合的に充実し、その事績が他の範となる町村を優良町村として表彰する。

第3条 次の各号に該当する者で功勞のあつた者を自治功勞者として表彰する。

一 町村長

3期以上の者（任期を重ねるごとに表彰）

二 副町村長、町村の教育長並びに町村のみをもって組織された一部事務組合・広域連合の副管理者（町村長を除く）及びこれに準ずる者（以下「副町村長等」という。）

副町村長等として12年以上在職した者（基準日に12年となる者を含む。）

三 町村及び町村のみをもって組織された一部事務組合・広域連合の常勤の職員

イ 病院、診療所の医師として12年以上在職した者（基準日に12年となる者を含む。）

ロ 第3号イ以外の職員（市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条の教職員及び消防組織法第11条第1項の消防職員を除く。）として30年以上在職した者（基準日に30年となる者を含む。）

(全国町村会表彰規程)

四 系統町村会の会長及び常勤の職員

イ 都道府県町村会及び郡（地方）町村会の会長として10年以上在職した者（基準日に10年となる者を含む。）

ロ 都道府県町村会の事務局及び全国町村会の部長以上の職員（以下「県局長等」という。）として10年以上在職した者（基準日に10年となる者を含む。）（県局長等として5年以上在職し（基準日に5年となる者を含む。）かつ、県局長等以外の職員期間に30分の10を乗じて得た年数を通算して10年以上の者（基準日に10年となる者を含む。）を含む。）

ハ 郡（地方）町村会の事務局長として20年以上在職した者（基準日に20年となる者を含む。）（事務局長として5年以上在職し（基準日に5年となる者を含む。）かつ、事務局長以外の職員期間に30分の20を乗じて得た年数を通算して20年以上の者（基準日に20年となる者を含む。）を含む。）ただし、事務局長として10年以上（基準日に10年となる者を含む）在職して退職した場合には表彰する。

ニ 第4号ロ及びハ以外の職員として30年以上在職した者（基準日に30年となる者を含む。）

五 その他町村自治に関し功労の特に顕著なる者

2 前項第3号及び第4号に規定する団体間については、これを相互に通算できるものとする。

3 第1項第3号及び第4号の規定により表彰を受けたことのある者については、同号による再度表彰を原則として行わない。

第4条 表彰は、都道府県町村会長の推せんに基づき本会理事会の選考を経て、全国町村会会長がこれを決定し、毎年1回本会定期総会において行う。ただし、必要に応じ臨時に表彰することができる。

2 表彰は、表彰状を用い、記念品を贈る。

第5条 本会は、表彰名簿を作成し、これを永く保存する。

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(全国町村会表彰規程)

附 則 (昭和59年4月10日)

- 1 この改正規程は、昭和59年4月10日から施行し、昭和60年1月の本会定期総会において、表彰を受ける者から適用する。
- 2 第3条第1項第2号ハ及び第3号ニの職員で昭和59年1月2日から昭和63年12月末日までの間に在職25年以上30年未満で退職した者については、第3条の規定にかかわらず、これを表彰する。
- 3 第3条第1項第2号ハ及び第3号ニの職員で昭和59年1月1日現在すでに25年以上在職している者については、昭和60年1月の本会定期総会の表彰時に限り、これを表彰することができる。

附 則 (昭和59年9月18日)

- 1 この改正規程は、昭和59年9月18日から施行し、昭和60年1月の定期総会において表彰を受ける者から適用する。

附 則 (平成4年7月30日)

- 1 この改正規程は、平成4年7月30日から施行し、平成5年1月の本会定期総会において表彰する者から適用する。
- 2 助役等については、平成5年1月の本会定期総会から平成8年1月の本会定期総会までの間、この改正規程による改正後の全国町村会表彰規程第3条第1項第2号の規定に該当する者を表彰するほか、過去に本会の自治功労者表彰を受けたことのない者で、助役等として4年をこえて在職し、かつ、助役等以外の職員期間に30分の12を乗じて得た年数を通算して12年をこえる者を表彰することができる。

附 則 (平成12年7月28日)

- 1 この改正規程は、平成12年7月28日から施行し、平成13年1月の本会定期総会において表彰を受ける者から適用する。

(全国町村会表彰規程)

附 則 (平成19年6月22日)

- 1 この規程の一部改正は、議決を受けた日から施行し、平成20年の定期総会において表彰を受ける者から適用する。
- 2 この規程の適用に際し、副町村長等の在職期間の算出については、改正前第3条第1項第2号の助役等の在職期間を通算する。
- 3 この規程の適用に際し、地方自治法の一部を改正する法律（平成18年6月7日法律第53号）の施行日（平成19年4月1日）に現に在職する収入役については、なお従前の例による。